

(案)

第4次三島市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

三島市

目 次

| | | |
|------------|------------------------------|-----------|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ..... | 5 |
| 3 | 計画の期間..... | 8 |
| 4 | 計画の策定体制..... | 8 |
| 5 | 計画の推進体制..... | 9 |
| 第2章 | 本市を取り巻く主な現状と課題 | 11 |
| 第3章 | 計画の方向性 | 12 |
| 1 | 基本理念..... | 12 |
| 2 | 基本目標と重点方針..... | 14 |
| 3 | 施策の体系図..... | 17 |
| 第4章 | 地域福祉計画における施策の取組 | 19 |
| 基本目標1 | 地域福祉づくりへの主体的な市民参加..... | 19 |
| 基本目標2 | 地域における活発な福祉ネットワークの構築..... | 27 |
| 基本目標3 | 総合的で包括的な支援体制の整備..... | 35 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の人口は、令和35（2053）年には1億人を割って9,924万人となる予測です（国立社会保障・人口問題研究所 平成29年推計）。

また、人口減少に加えて少子・高齢化の進行も加速しており、令和7（2025）年には、戦後すぐの第一次ベビーブーム期に生まれたいわゆる“団塊の世代”が後期高齢者（75歳以上）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されることから、国ではさまざまな方針を立てて都道府県や地方自治体に対策を呼び掛けています。

さらに、令和22（2040）年には、65歳以上の高齢者が高齢人口の3割に達し、わが国の人口は1億1,091万人になり、1.5人の現役世代（15～64歳）が1人の高齢世代（65歳以上）を支えることとなります。

地域では、社会的な孤立などの影響により、虐待、引きこもり、貧困などの問題が生じており、これらはさまざまに絡み合って複合化し、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複合化しています。また、制度の狭間に対する課題や、社会的孤立の課題が浮き彫りとなっている現状もあります。さらには、災害及び新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対策がより一層必要であり、地域住民の安全性を確保した上での地域活動の促進が求められます。

これまでの福祉は、高齢者・障がい者・児童など、対象ごとの施策の充実が図られてきましたが、このような社会情勢の中で、公的な支援は「縦割り」から「包括的」に取り組むことへの重要性が高まっています。そして、制度、分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域や社会が包み込むコミュニティ、地域や社会を創るという考え方を理念とする「地域共生社会」の実現を目指すことを今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」としています。

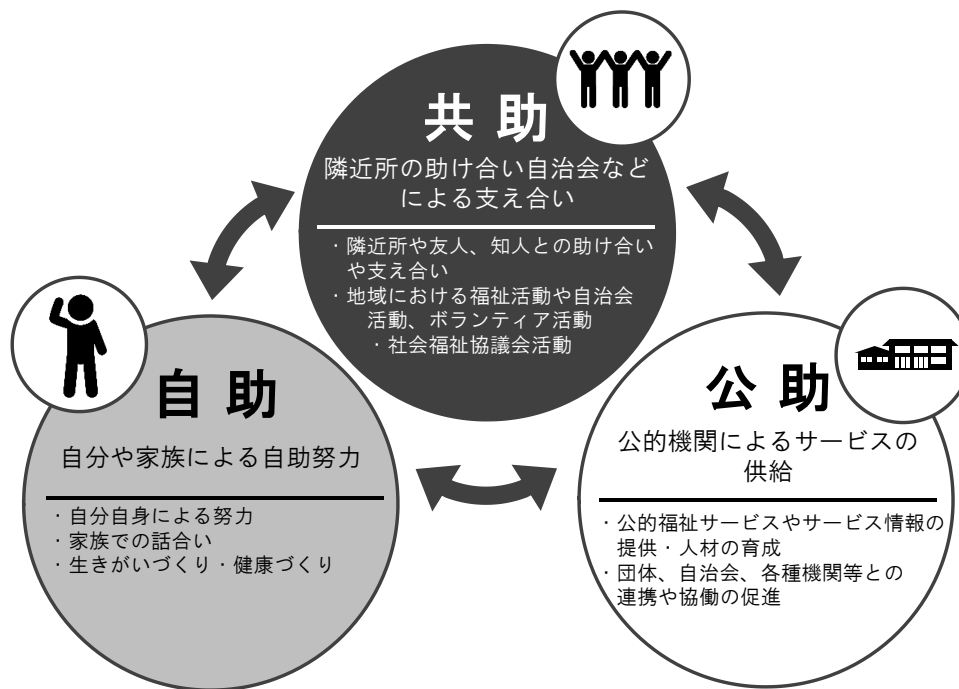
したがって、本市においても地域福祉の推進は今後の市民の暮らしを支える重要な政策であることから、第3次地域福祉計画（平成28～令和2年度）を見直すとともに本市の実情を把握し、第4次地域福祉計画（令和3～7年度）（以下、「本計画」という。）を策定するものとします。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、人と人がつながり、支え合い、助け合うための取組です。

地域福祉には、自分や家族で日ごろから緊急時に向けて備えたり、健康づくりや自立意識、主体的な社会参加意識を持つ「自助」、隣近所同士で挨拶を交わしたり、気遣ったりする関係性づくりや自治会などの地域の活動に関わるなど地域における助け合いと支え合いによる「共助」、市や県、国などの公的機関によるサービスの供給体制の構築による「公助」、この3つがそれぞれバランスよく連動して福祉が巡っていくことが重要です。

そして、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、市民、地域、行政が協力・連携して推進する取組を意味しています。



(3) 地域共生社会とは

「地域共生社会」の実現は、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）にもとづいて、2020年代の初頭の全面展開に向けた施策の実施・検討と取組などが図られています。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

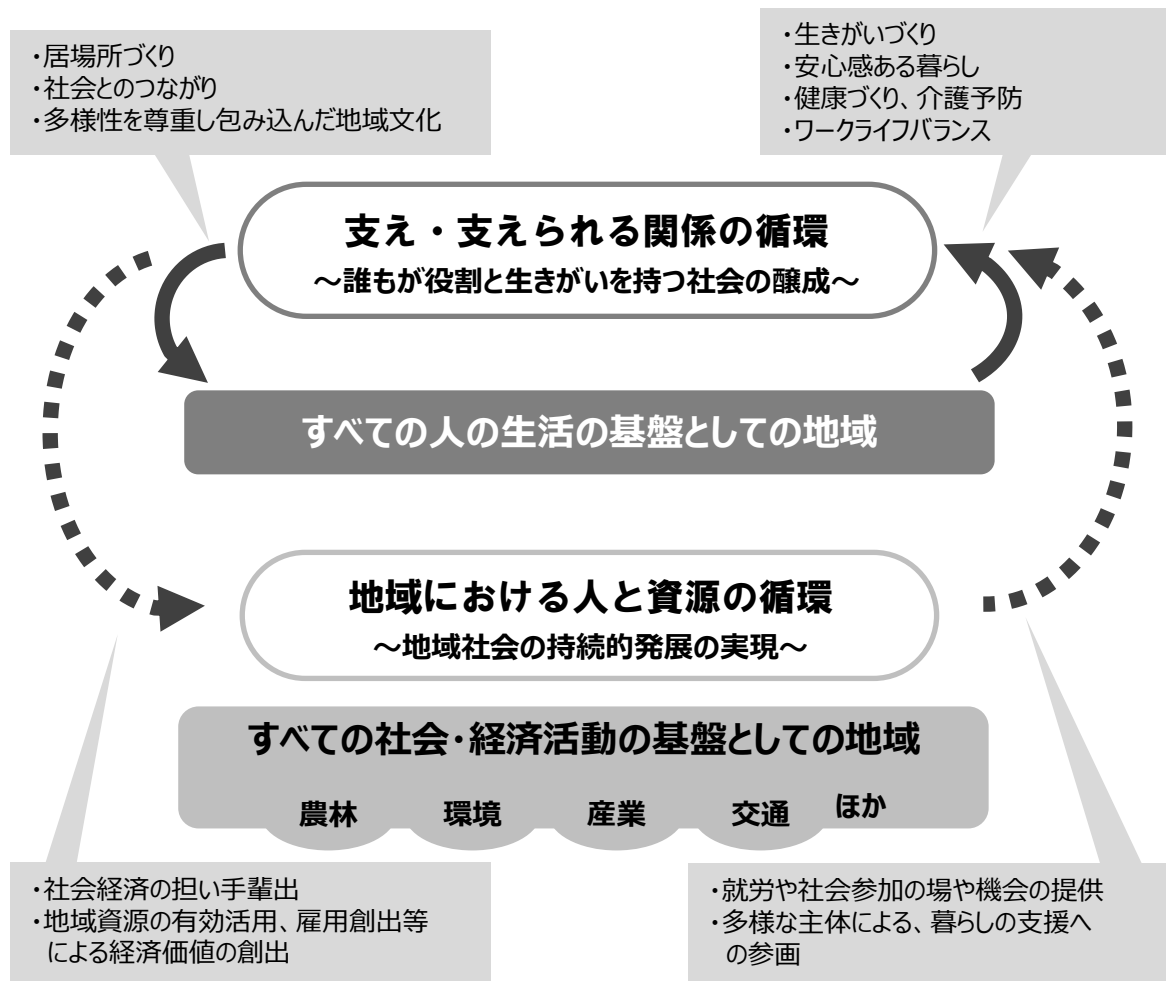
(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

地域共生社会の理念

制度、分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方

(令和元年12月26日 厚生労働省「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ)

■ 地域共生社会とは

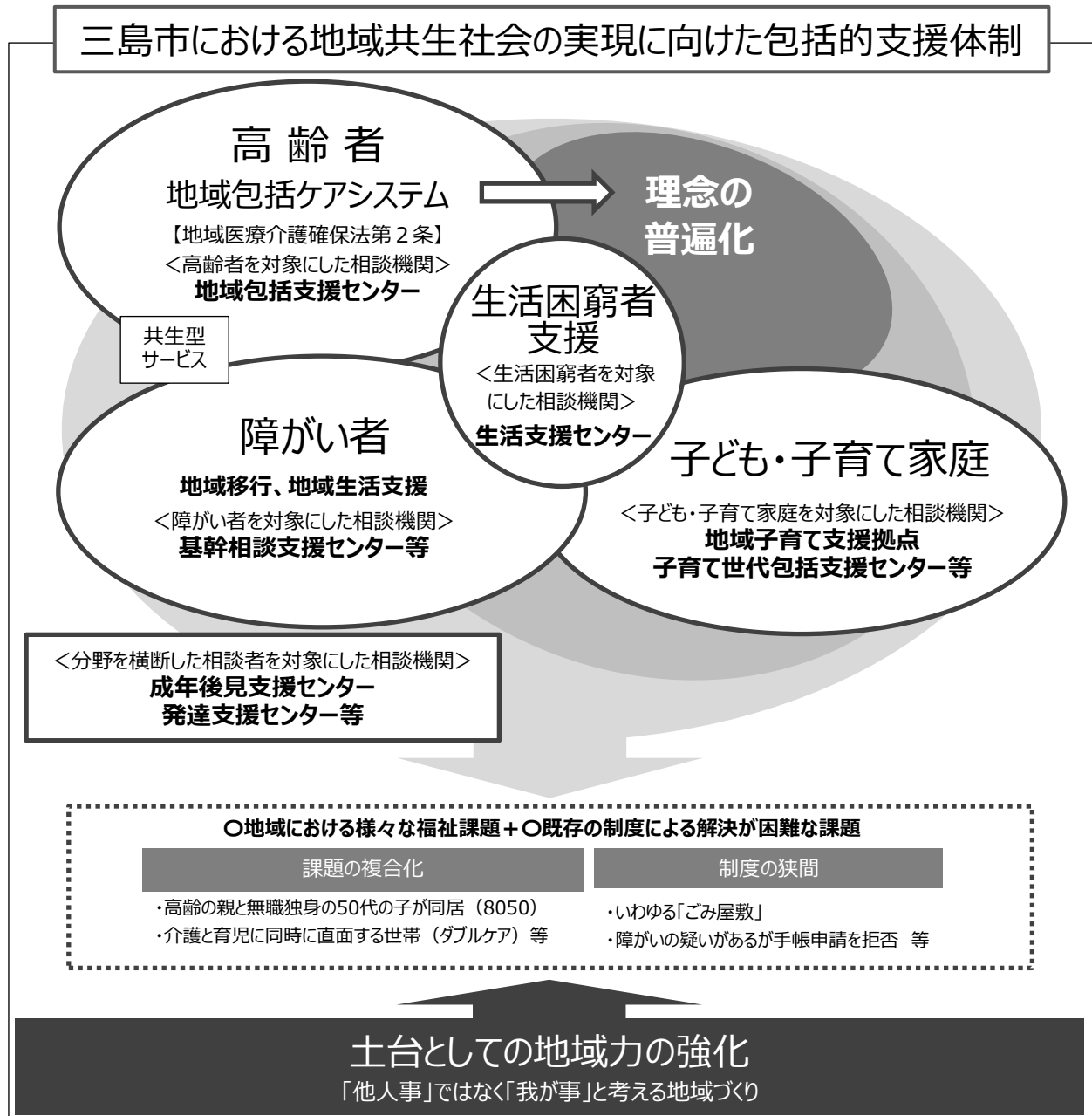


【資料】厚生労働省「2040年を見据えた社会保障・地域共生社会 資料1」を基に作成

(4) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム※」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

■ 地域共生社会の実現に向けた包括支援体制



【資料】厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に地域のサポートとして提供される体制。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等による根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものです。

【参考】社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

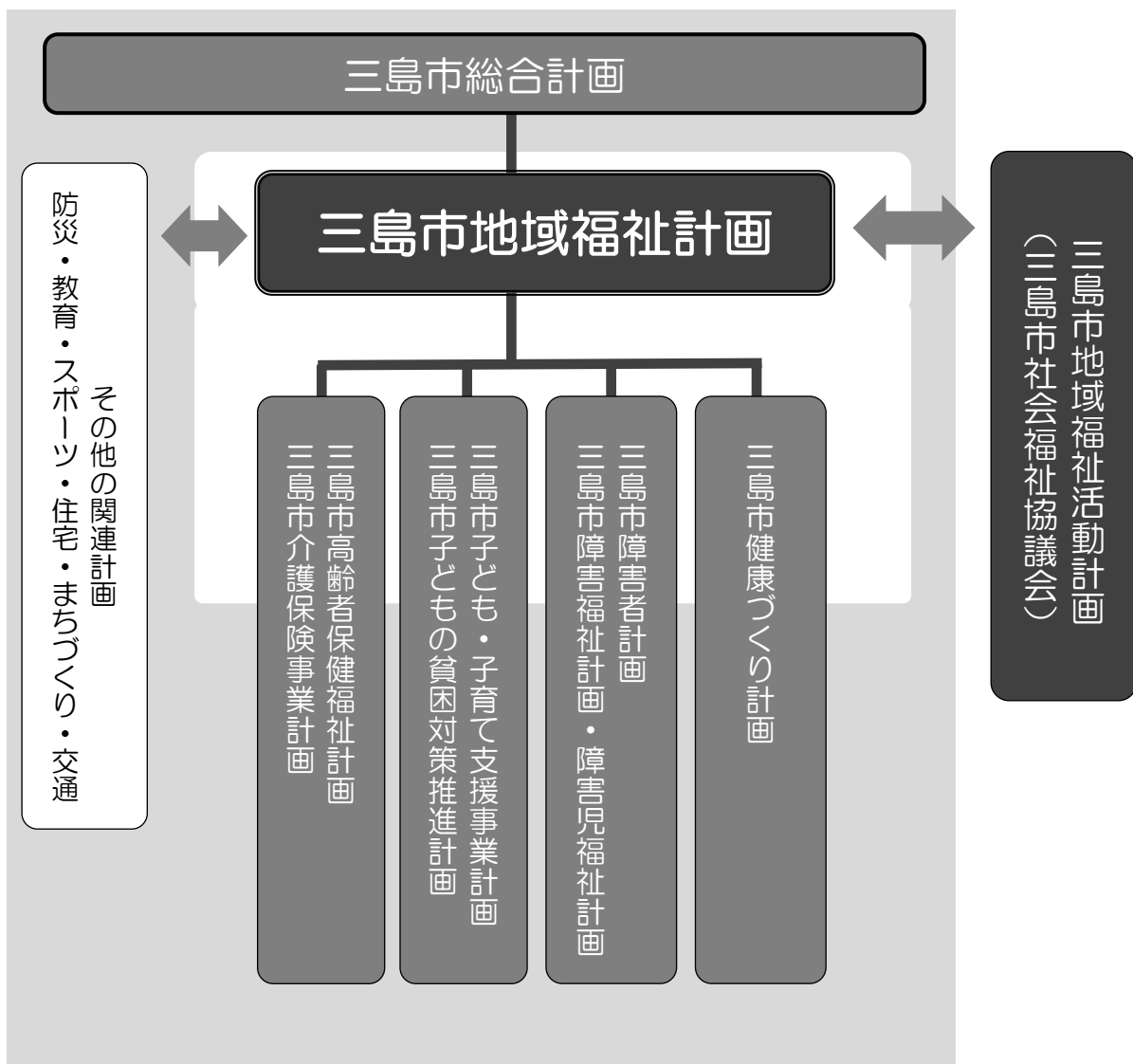
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 計画の位置づけ

本計画は、三島市の「三島市総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との調和を図ります。

また、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が市民や社会福祉協議会の活動及び事業の推進を目的とする団体などとともに取り組むための行動計画として「三島市地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

■ 計画の位置づけ






(3) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (持続可能な開発目標)とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、2015 (平成27) 年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016 (平成28) 年から2030 (令和12) 年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

三島市総合計画における地域福祉の分野では、「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナースhipで目標を達成しよう」の4つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。

■ 三島市地域福祉計画の取組に該当するSDGsの開発目標

| 開発目標 | | 概要 |
|-----------------------------------|---|---|
| 該当目標① 「1. 貧困をなくそう」 |  | あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ |
| 該当目標② 「3. すべての人に健康と福祉を」 |  | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| 該当目標③ 「11. 住み続けられるまちづくりを」 |  | 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする |
| 該当目標④ 「17. パートナースhipで目標を達成しよう」 |  | 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※を活性化する |

※グローバル・パートナーシップ：地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とし、3年目に事業の進捗状況を確認することで、弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------------------------|-------|--------|--------|--------|
| 第4次計画 (令和3年度～令和7年度) | | | | | 第5次計画 (令和8年度～令和12年度) | | | | |
| | | 進捗確認 | | 見直し | | | 進捗確認 | | 見直し |

4 計画の策定体制

(1) 庁内組織

地域福祉施策を総合的に検討、推進するため、庁内における本計画の策定体制を次の通り設置しました。

| | |
|----------------|--|
| 市長 (部長会議) | 策定懇話会、庁内策定委員会を経て作成された計画案を審議し、計画を決定する。 |
| 庁内策定委員会 | 事務局作成の素案をもとに計画案を作成する。また、策定懇話会での意見・助言等をもとに計画案を修正する。 |
| 事業担当課 | 現行計画の進捗状況や事業を評価する。また、令和3年度から令和7年度までの事業の方向性を検討する。 |
| 事務局 (福祉総務課) | 市民アンケート調査や地域からの意見を集約する。また、事業担当課に現行計画の進捗状況や今後の事業の方向性などを調査し、計画素案を作成する。 |

(2) 市民参加

有識者や市民の意見が反映された計画とするため、市民アンケート調査の実施や三島市地域福祉計画策定懇話会を設置しました。

| | |
|------------------------|--|
| 策定懇話会 | 学識経験者、社会福祉事業関係者、公募市民、各種団体関係者など幅広い立場から計画案に対する意見・助言を行う。 (設置根拠) 三島市地域福祉計画策定懇話会設置要綱 |
| 市民意見募集 (パブリック・コメント) | ホームページや公民館などで計画原案を公開し、市民から広く意見を募集し活用する。 |
| 市民アンケート調査 | 「近所付き合い」や「地域活動への参加状況」などの実態を把握するために令和元年度にアンケート調査を実施。 |
| 市民意見 | 団体ヒアリング (主管：政策企画課、子育て支援課) |

5 計画の推進体制

地域福祉の主役は地域で暮らす市民と地域で活動する担い手や関係者など地域に関わり、地域を育むすべての人です。

そして、これからの地域福祉の推進には、地域を育むすべての人が一体となって取組む地域共生社会の実現が求められます。

本計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくこととします。

(1) 計画の周知・啓発

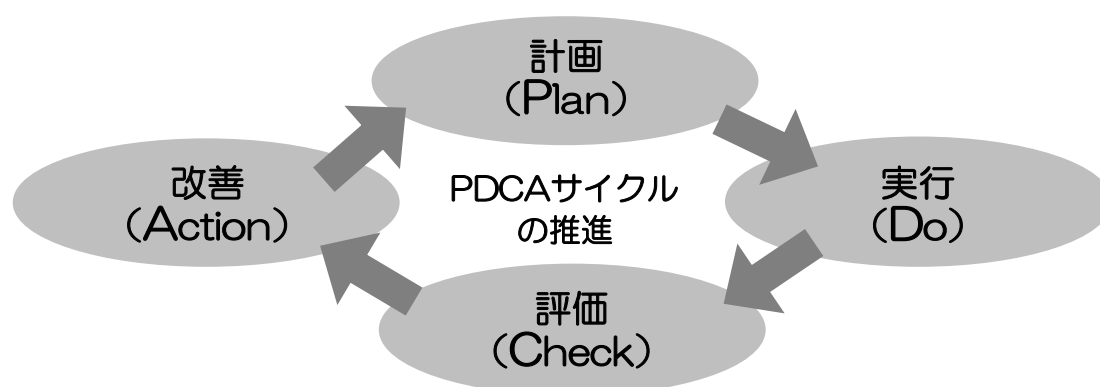
地域福祉の推進には、市民をはじめ、ボランティア団体や地域活動団体、学校、専門機関など地域福祉に関わるすべての人や団体等が共通の理解を持つことが重要です。

そのため、市や三島市社会福祉協議会の広報紙やホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）※などを通じた情報発信をはじめ、各地区での説明会の開催など多様な手段を活用して本計画の方針や取組内容等の周知と啓発に努めます。

(2) PDCAサイクルの推進

本計画を推進するにあたっては、計画（Plan）を立て、実行（Do）し、その結果を評価（Check）し、評価を踏まえて内容を改善（Action）するPDCAサイクルを推進し、より効果的な支援策を検討し、対策の実施に取り組みます。

また、本計画は、令和5年度に進捗確認を行い、国の動向や福祉分野の個別計画と整合性を図りながら、令和7年度に計画の評価と見直しを行うことで、次期計画の策定につなげていきます。



※SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービスの総称。

(3) 福祉分野別計画との連動性のある取組の推進

本計画は、福祉分野の最上位計画に位置付けており、福祉の総合的な方針を示すものです。そのため、本市で推進する「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康づくり計画」などの福祉計画と連動性のある取組を推進し、地域における福祉サービスの適切な利用を促進します。

さらに、上記の計画に関わる各福祉分野の具体的な取組については、個別の計画で推進するものとし、その整合性を図るものとしします。

第2章 本市を取り巻く主な現状と課題

本市では、平成28年度から令和2年度を計画期間とする第3次地域福祉計画を中心に、地域福祉の推進に取り組んできました。第4次となる本計画を策定するにあたり、本市の現状や課題を把握するために、地域福祉に関わる各種統計データや市民アンケート調査の結果、団体ヒアリング調査の結果、第3次計画の検証結果などから、三島市の地域福祉における主な現状と課題を整理した結果は次のとおりとなりました。

| 現状と課題の整理 |
|--|
| ① 少子高齢化による人口減少傾向が進行し、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあるなど核家族化が進行しています。 |
| ② 高齢者の単独世帯の増加や、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数の増加など、福祉を必要とする地域住民は増加傾向にあります。 |
| ③ 地域住民等が福祉活動により関心を持って参加するきっかけづくりへの工夫が求められます。 |
| ④ 緊急時にも対応できる日ごろからの住民同士の交流機会と防災意識の向上促進が重要視されています。 |
| ⑤ バリアフリー※化をはじめ道路や交通手段の整備など、誰もが安心して暮らし、活動しやすい環境の整備が求められます。 |
| ⑥ 地域と福祉をつなぎ、地域間連携を推進するコーディネーターなどの人材確保・育成支援に対する仕組みづくりの推進と工夫が求められています。 |
| ⑦ 地域活動団体の高齢化や担い手不足、地域コミュニティ※の希薄化などから、地域活動団体等による地域や世代を超えた活発な取組が進められる環境づくりが求められます。 |
| ⑧ ひとり親家庭や生活困窮家庭、外国人家庭など、複合的な問題を抱えている場合や制度の狭間にいる家庭の現状把握や適切な対応が求められます。 |
| ⑨ 地域、活動団体、関係機関、行政などが連携・協働して地域福祉を推進する体制づくりが今後さらに重要になります。 |

※バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で物理的、心理的となる障壁（バリア）を除去する考え方。

※地域コミュニティ：地域の活力向上や課題解決を図るなど、住みよい地域社会の構築を共通目的として、住民の自主的な参加と協力によって構成された集まりのこと。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

基本理念

**人と人、人と地域が福祉でつながり
地域力の発展へとつなげていくまち**

地域共生社会の実現

三島は、三嶋大社をはじめ伝統と文化が息づく歴史あるまちです。そのため、地域住民のまちへの愛着度は高く、まちづくりに積極的に関わる人も少なくありません。

一方で、人口減少、少子高齢化、核家族化が進行する中、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、新幹線通勤者の住居地域として単身者や子育て世代などの核家族の更なる流入が今後も見込まれることなどから、新しい住民と以前から暮らしている住民が交流できる機会づくりが地域福祉の推進において必要とされています。

住民からは、地域におけるコミュニケーションの機会が減ってきたという声があるほか、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係性が築けているか不安を感じている人がいることや、引っ越してきたばかりの子育て家庭や障がいのある人とその家庭、高齢者のみの家庭などが地域になじめず孤立してしまうなど、潜在化して見えにくい身近な問題に対して、地域ごとに取り組む重要性が高まっています。

本市の地域福祉の推進にあたっては、これまで地域で育まれてきた地域力をこれからも維持していくとともに、地域ネットワークを強化するなど新たな取組による地域力の発展を目指し、本市における地域共生社会の実現に努めます。

そのために、地域住民がより主体的に地域、福祉に関わる意識と感心を高め、住民や地域で活動する団体などが交流する機会を増やし、住民一人ひとりが「我が事」として地域の課題に対して「丸ごと」支援していく関係性づくりを進めていくとともに、多様で複合的な福祉課題に対応するためにさまざまな制度やサービスなどを総合的・包括的に提供できる体制づくりを強化していきます。

以上のことから、第4次計画において基本理念を新しく「人と人、人と地域が福祉でつながり 地域力の発展へとつなげていくまち」と定めます。

本計画における「地域力」の定義

「地域力」とは、阪神淡路大震災を機に注目され、国をはじめ多くの地方自治体や組織で使われている地域の力を意味する言葉です。

言葉の定義は、自治体や組織によって異なり、地域を構成する人や団体等の協働により生み出される力とする意味で主に使用されています。

本計画では、地域力を、地域住民をはじめ、地域で活動し、地域に関わるさまざまな団体や企業、関係機関、行政等がつながり、互いに協力しながら誰もが安心して暮らせる地域づくりや地域の活性化、地域の価値を創出するなど地域で取り組まれる総合的な力として表しています。

2 基本目標と重点方針

本計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げるとともに、各基本目標の中で特に重点的に取り組むべき方針を重点方針として設定します。

基本目標1. 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

地域福祉は、市民をはじめ、地域に関わる多くの人や団体が主体性をもって取り組むことで推進します。

そのために、市民一人ひとりが福祉に関する正しい理解と知識を持ち、自立性と主体性をもって地域で暮らし、地域を育む機会に関わりやすい環境づくりに取り組みます。

また、福祉への理解と知識が地域に浸透していくために、正しく活用しやすい情報が市民や地域の活動団体等へ適切に行きわたることと、手に取りやすい媒体の工夫が必要であることを考慮し、これまでの情報発信手段に加えて、SNSをはじめとした新しい媒体を活用した取組を推進します。

【目標達成に向けた指標】

| 指標 | 基準値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 |
|------------------------------|----------------|----------------|--|
| ●福祉に関心がある市民の割合 | 72.4% | 80.0% | 福祉に関心をもつ市民が増えることが、主体的な市民参加の第一歩です。 |
| ●福祉に関わりのない市民の割合 | 60.0% | 50.0% | 福祉に関わる市民が増えることで、地域福祉づくりに市民が参加している状態に近づきます。 |
| ●地域内の行事や自治会活動に参加・協力している市民の割合 | 58.3% | 60.0% | 実際に地域の活動へ参加・協力する市民が増えることが地域福祉づくりにつながります。 |

地域福祉計画策定のためのアンケート調査

重点方針 スマート市役所*における福祉情報提供の推進

関連する施策

- (1) 福祉制度やサービスの周知
- (2) 多様な手段を活用した情報提供の充実
- (3) 情報のバリアフリー化の推進

※スマート市役所：先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用し、便利で質の高い市民サービスの提供、生産性の高い行政運営、産業の活性化や産官学民が連携したまちづくりなどを推進する市の取組。

基本目標2. 地域における活発な福祉ネットワークの構築

地域におけるさまざまな課題は、生活様式や社会情勢の変化にともない複雑化していることから、さまざまな“つながり”が強く求められています。

地域課題を解決するために、隣近所同士から、保育園・幼稚園と小学校、中学校間の連携、または市や専門機関との協働など、分野や範囲を超えた協働・連携による情報共有、課題解決に向けた協議が行えるための場づくりや環境づくりに取り組みます。

さらに、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に関われる体制づくりや、地域に貢献している人や地域に関わりの深い人がより活動しやすいよう支援します。

【目標達成に向けた指標】

| 指標 | 基準値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 |
|---|----------------|----------------|--|
| ●近所に住むもの同士が親しく相談したり、助け合ったりすることが当然であると思う市民の割合 | 42.7% | 50.0% | 身近に暮らす住民同士が日ごろから親しくし、困りごとがあるときに相談し合い、できる範囲で助け合える関係が増えていくことが、活発な地域ネットワークの構築につながります。 |
| ●生活上困難を抱える高齢者や障がい者、子育てなどに対する地域の支え合いに参加したいと思う市民の割合 (「参加したい」、「できれば参加したい」の合計) | 48.6% | 50.0% | 地域で困難を抱える人や家庭への見守りや少しの支え、地域の組織や市へ連絡するなどの連携意識を市民が持つことが福祉ネットワークの構築につながります。 |
| ●災害時や緊急時における連絡の取り方や避難方法について自主防災組織など地域の組織と話し合っている市民の割合 | 10.2% | 15.0% | 災害などの緊急時では、家族等の身近な人以外では、あらかじめ地域の組織とのネットワークの構築が重要になります。 |

地域福祉計画策定のためのアンケート調査

重点方針 “つなげる” 機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充

└─ 関連する施策

- (1) 横断的な情報共有体制の推進
- (2) 地域でつながる機会の創出と人材の確保

基本目標 3. 総合的で包括的な支援体制の整備

複合的な問題を抱える人や家庭が地域で増えています。

福祉の分野を横断的に捉え、子ども・子育てや高齢者、障がい者などに関わらず、市の窓口や地域の身近な相談先へ訪れた人に対して、相談内容に応じた親身な対応とともに、関係する庁内担当課や専門機関等へつなげる相談支援体制を整備します。

また、住居や経済支援など福祉分野を超えたいかなる悩みや不安に対しても、柔軟に対応できる連携体制のさらなる構築に取り組みます。

【目標達成に向けた指標】

| 指標 | 基準値 (令和元年度) | 目標値 (令和7年度) | 備考 |
|--|----------------|----------------|--|
| <p>● 地域生活の中での悩みや困りごとを相談できる先として地域の組織や機関へ相談する市民の割合 (「市役所の関連窓口」、「地域包括支援センター」、「幼稚園・保育園、学校などの先生」、「自治会」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会」、「社会福祉施設や子育て支援施設」、「民間事業者」、「NPO※などの民間団体」の合計)</p> | 38.1% | 50.0% | 総合的で包括的な支援体制の整備には、市民が地域の中で悩みや不安、問題を抱えている場合、気軽に地域の組織や機関等へ相談できる環境づくりが大切です。 |
| <p>● 三島市社会福祉協議会を知っている市民の割合</p> | 29.7% | 50.0% | 地域福祉を推進する中核的役割を担う三島市社会福祉協議会を知り、より身近な組織として認識することが包括的な支援体制の整備につながります。 |

地域福祉計画策定のためのアンケート調査

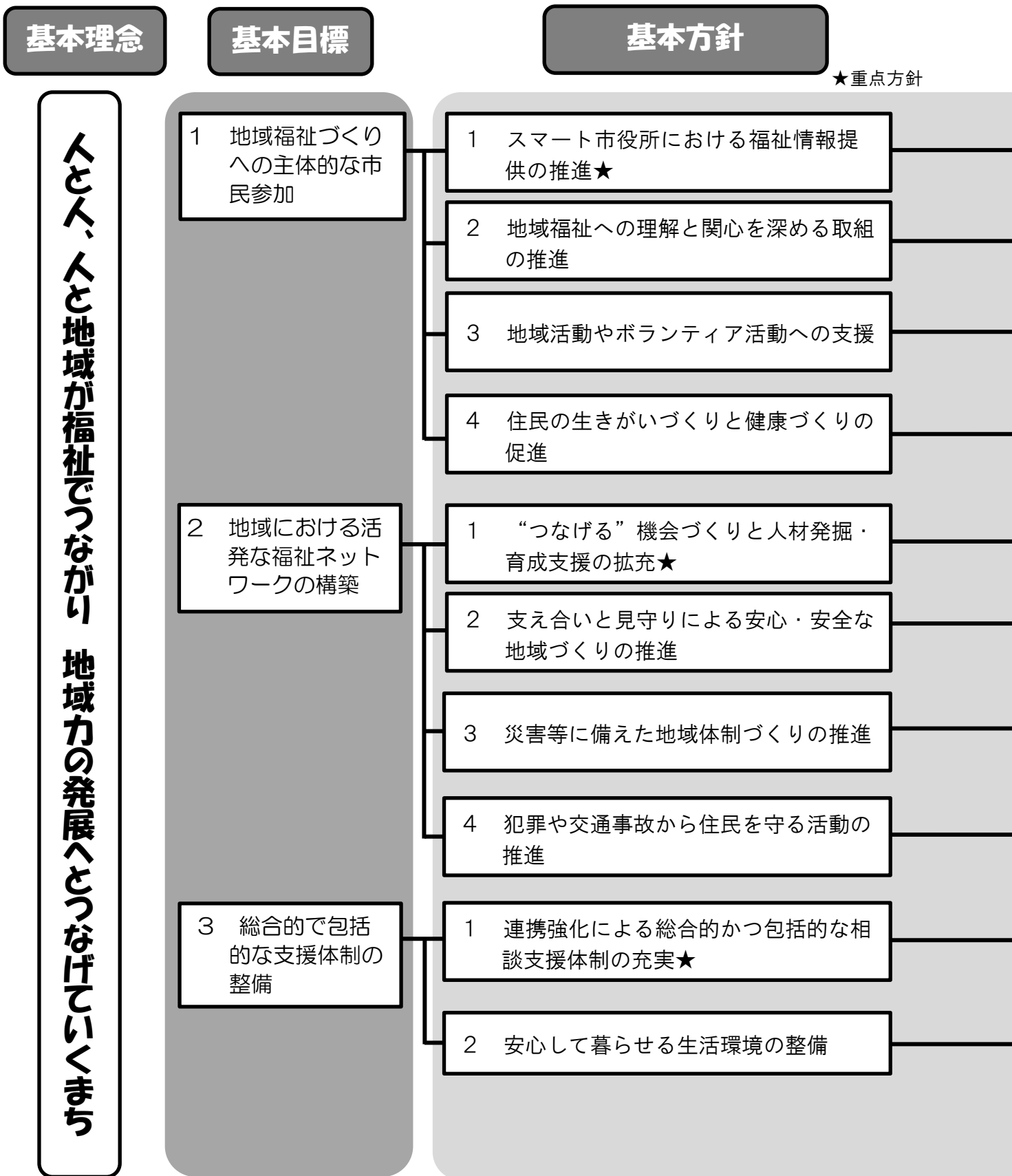
重点方針 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

関連する施策

- (1) 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり
- (2) 公的相談窓口の充実
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 社会福祉協議会との連携体制の充実

※NPO(エヌ・ピー・オー)：Nonprofit Organizationの略で、非営利団体一般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法の基づき法人格を取得した特定非営利活動法人のみを指す場合がある。

3 施策の体系図



施策

- (1) 福祉制度やサービスの周知
- (2) 多様な手段を活用した情報提供の充実
- (3) 情報のバリアフリー化の推進

- (1) 地域福祉計画の周知
- (2) 福祉教育を学ぶ機会の提供
- (3) 差別や偏見の解消と暴力・虐待の防止

- (1) 市民と取り組む活動への支援
- (2) 地域で取り組まれている活動への支援
- (3) 既存団体への助成

- (1) 「スマートウエルネスみしま」の推進
- (2) 地域で行う健康づくり
- (3) スポーツを通じた生きがいや健康づくり
- (4) 高齢者等の生きがいや社会参加の支援

- (1) 横断的な情報共有体制の推進
- (2) 地域でつながる機会の創出と人材の確保

- (1) 養成講座の開催
- (2) 民生委員・児童委員活動の充実
- (3) 子ども、高齢者、障がい者等の見守り

- (1) 配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築
- (2) 福祉施設との災害時協定の締結
- (3) 防災意識の啓発や自主防災組織への支援
- (4) 感染症対策への体制強化

- (1) 防犯活動の推進
- (2) 子どもの安全確保
- (3) 交通安全の推進

- (1) 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり
- (2) 公的相談窓口の充実
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 社会福祉協議会との連携体制の充実

- (1) 公共施設のバリアフリー化の推進
- (2) 外出が困難な方への移動手段の確保
- (3) 意思疎通のサポートが必要な方への支援

第4章 地域福祉計画における施策の取組

基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

基本方針1（重点方針） スマート市役所における福祉情報提供の推進

■施策の方向性

子育て家庭から高齢者、障がいのある人など年齢や心身の状態に関わらず、すべての市民に等しく福祉情報が行きわたるよう、多様な情報発信手段を積極的に活用して取り組みます。

■現状と課題

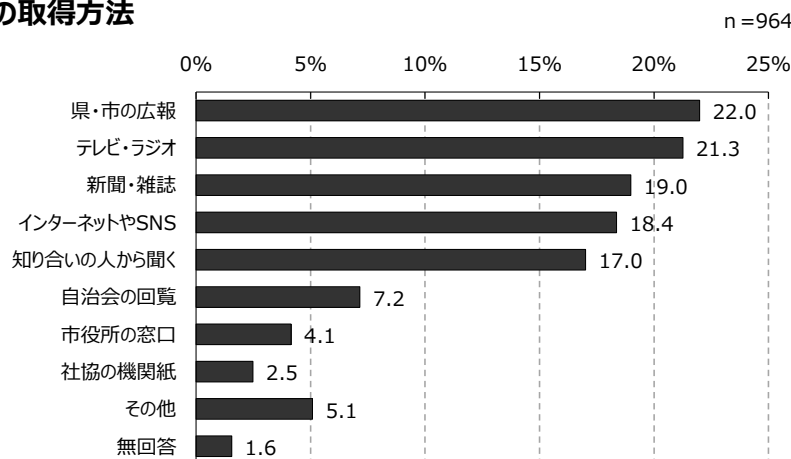
少子高齢化や人口減少など地域社会を取り巻く環境が変化するなか、福祉に対するニーズが多様化し、それとともに市民が選択できる福祉サービスも多様化してきました。しかし、多様化するサービスは情報弱者が自らに必要な情報を取得しづらい状況が懸念されるため、適切な福祉情報の提供が担う役割は一層大きくなってきております。

一方、本市ではAIやIoTなどの先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用する「デジタルファースト※」により便利で質の高い市民サービスの提供等を行う「スマート市役所」を令和元年度に宣言しました。福祉の分野においても、広報紙や職員による情報提供や説明会などの既存の情報発信と並行して、SNSなどの多様な手法を積極的に導入し、市民への情報提供の機会の創出が必要とされています。

アンケート結果をみると、「県・市の広報」、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」、「インターネットやSNS」、「知り合いの人から聞く」が比較的高い割合となっています。

多様な情報提供手段を確保しつつ、若者を中心に普及しているスマートフォンへの積極的な対応など、電子化を進めていくことも市民の主体的な福祉参加において重要です。

■福祉情報の取得方法



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

基本方針2 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進

■施策の方向性

地域住民の相互理解を深め、福祉活動に参加する意識を醸成するために、福祉に対する理解と関心を深める場を提供していきます。

■現状と課題

市民の平均寿命の延伸や高齢者の単独世帯の増加、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の増加など、福祉サービスを必要とする地域住民は増加傾向にあります。しかし、行政サービスだけで十分に住民生活を支えることには限界があり、これからの福祉においては地域における支え合いの重要性が増えています。また、福祉的な支援や助けを求めている人は、地域で孤立していたり、誰にも相談できない状態の場合があり、地域住民同士がお互いに気に掛けたり、地域でできることから進めていく必要があります。

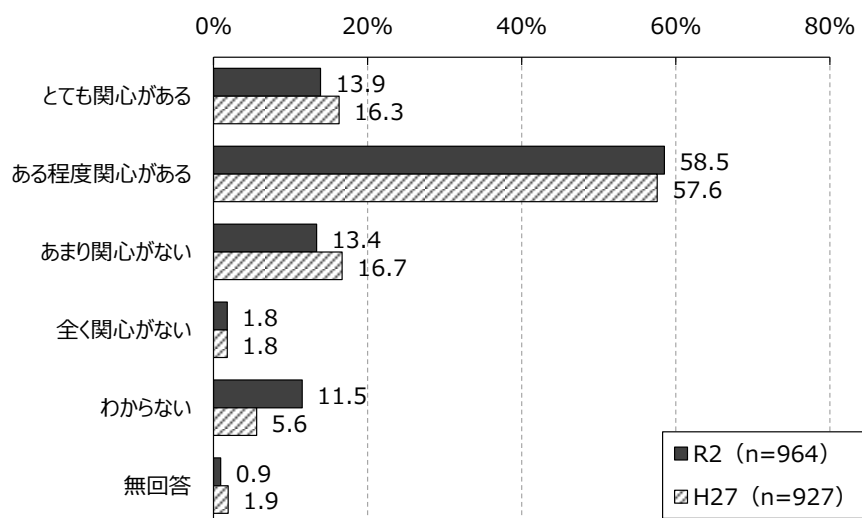
その一方で、単独世帯や核家族世帯の増加とともに、近所付き合いに対する考え方など住民意識に変化が見られています。

そのため、あらゆる世代において地域住民の相互理解を深めていくこととして、福祉に関する学びの場の提供や周知・啓発活動に取り組んでいくことが必要となります。

アンケート調査結果をみると、「福祉」に関心がある市民について、「とても関心がある」と回答した割合は平成27年調査では16.3%ですが、令和2年調査では2.4ポイント減少して13.9%となっています。

福祉に関心を持つことは市民が主体となって地域福祉を推進するための第一歩になります。そのため、市民が福祉に関心が持てる機会や環境づくりが求められます。

■「福祉」に関心がある市民の割合（平成27年、令和2年調査比較）



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 地域福祉計画の周知 | |
|-------------------------|--|
| 施策内容 | 住民、行政、福祉関係団体等がお互いに連携した地域ぐるみの福祉推進に向け、市と三島市社会福祉協議会が協力して地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①地域福祉計画推進事業 |
| 施策（２） 福祉教育を学ぶ機会の提供 | |
| 施策内容 | 子どものうちから福祉意識を醸成し、周りの人を尊重し、お互いに支え合う思いやりの心を育むため、福祉体験や人権教室などにおける福祉教育を学ぶ機会の提供に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①障がい者理解促進啓発事業 ②高校生1日人権擁護委員委嘱事業 ③こども人権教室の開催 ④バリアフリー教室の開催 ⑤認知症サポーター養成講座の開催 |
| 施策（３） 差別や偏見の解消と暴力・虐待の防止 | |
| 施策内容 | 高齢者・障がい者の社会参加や雇用の促進に向け、障害者差別解消法の周知や啓発活動などを通して、住民や事業主の理解を深め、年齢や障がいによる差別や偏見の解消に取り組みます。 また、児童や高齢者等の虐待防止に向けた子育て指導や相談支援の充実をはじめ、高齢者や障がいのある方への権利擁護に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①ソーシャルインクルージョン※普及啓発事業 ②障がい者理解促進啓発事業(再掲) ③障害者雇用促進事業 ④障がい者虐待防止地域連絡会 ⑤高齢者虐待防止地域連絡会 ⑥児童虐待・DV※対策事業 |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・市のホームページや図書館などを活用して、三島市地域福祉計画を読んで、市の福祉に関する方針などを知るようにしましょう
- ・学校や市、社会福祉協議会等による福祉に関わる行事やイベント、講演会、勉強会などに参加するようにしましょう
- ・差別や偏見の解消に向けて、正しい知識や理解を深めるよう意識してみましよう
- ・もし、身近なところで暴力や虐待が行われていることを知ったら、学校や市役所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など相談しやすい機関に相談してみましよう

※ソーシャルインクルージョン：社会的に弱い立場にある人々を孤立・排除させるのではなく、共に支え合い生活していく考え方。

※DV（ディーブイ）：domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

基本方針3 地域活動やボランティア活動への支援

■施策の方向性

市民が地域の取組に主体的に関わり、参加しやすい機会づくりと環境整備に取り組まします。

■現状と課題

近年、高齢化や市民意識の変化等により地域活動に取り組む住民が減少傾向にあり、地域での福祉活動は希薄化が進んでいます。

しかし、誰もが地域で暮らしやすい環境をつくっていくためには、これからも地域福祉に理解を持った住民の地域活動が必要となります。

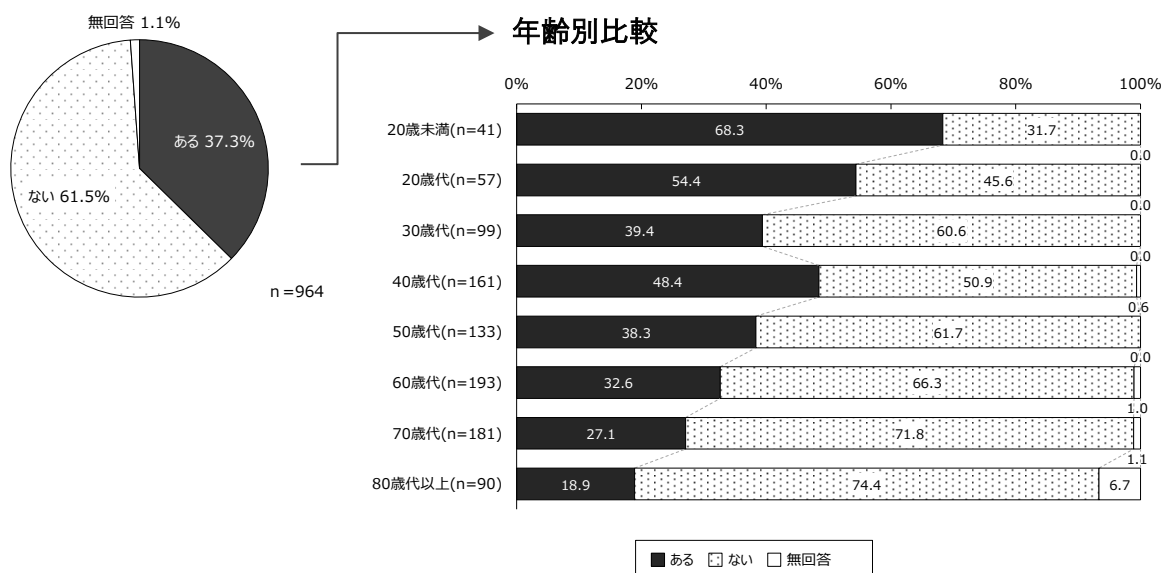
そのため、年齢や性別に関わらず、多くの住民が積極的に地域活動に参加できるように、その機会づくりと環境の整備が求められています。

また、さまざまな分野で地域福祉の推進に貢献するボランティア活動についても支援を行っていく必要があります。

アンケート調査結果をみると、ボランティアに参加したことがある市民の割合は、37.3%で、年齢別にみると、「20歳未満」、「20歳代」が半数以上参加していると回答しています。一方で、「50歳代」以上の年齢層は3割程度の回答となっています。

本市においても高齢化が進み高齢者の割合が高くなるなか、健康づくりや介護予防にもつながる地域活動への高齢者の積極的なボランティア参加が求められます。

■ボランティアに参加したことがある市民の割合



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 市民と取り組む活動への支援 | |
|-------------------------|---|
| 施策内容 | 行政課題の解決や地域の活性化、地域の絆づくりにつながる創意と工夫にあふれる市民と取り組む活動の支援に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①子どもは地域の宝事業 ②子育て支援フェア事業 ③街中で子育て応援事業 ④地区敬老大会補助事業 |
| 施策（２） 地域で取り組まれている活動への支援 | |
| 施策内容 | 自治会、NPO、市民活動団体等が地域活動しやすくなるための施設、設備、情報の提供や発信など各種支援に取り組みます。 また、地域の居場所やサロンなど、住民主体の通いの場の活動が活性化できるよう支援に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①市民活動推進事業 ②自治会活動推進事業 ③ICT※活用デジタルライフ※推進事業 ④地域サロン連絡会の開催 |
| 施策（３） 既存団体への助成 | |
| 施策内容 | 三島市自治会連合会、三島市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、その他の地域活動に取り組んでいる団体への助成に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①三島市自治会連合会活動等事業 ②地域福祉推進事業補助事業 ③民生委員・児童委員活動補助事業 ④老人クラブ育成事業 ⑤社会教育関係団体への補助事業 ⑥各種スポーツ団体支援事業 ⑦子どもは地域の宝事業（再掲） ⑧子ども会連合会補助事業 ⑨青少年健全育成事業 |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・身近な地域活動団体などの取組を知ってみましょう
- ・興味や関心のあるボランティア活動や自治会の活動に参加や協力をしてみたり、身近な人たちに呼びかけてみましょう
- ・みんなで協力して暮らしやすいまちをつくっていく意識を持つように心がけましょう

※ICT(アイ・シー・ティ)：情報の記録や演算をするための集積回路（ICチップ）を埋め込んだカードのことで、交通系ICカード、ICチップ付クレジットカードやICキャッシュカード等の種類がある。

※デジタルライフ：コンピュータやネットワーク、情報家電などのデジタル技術を駆使して送る生活といった意味。

基本方針4 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進

■施策の方向性

市民一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持って地域で暮らしていけるよう、健康づくりやスポーツ、生きがいづくりに取り組みやすい環境づくりを推進します。

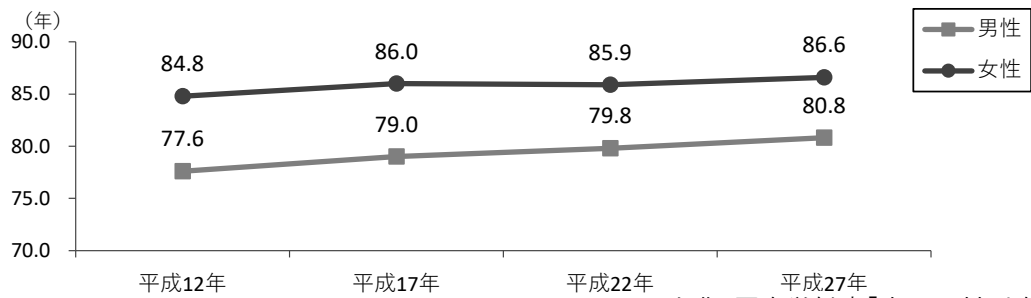
■現状と課題

スポーツや生きがいづくりをはじめ、市民一人ひとりの健康管理や健康づくりの機会を増やし、市民の健康寿命を延伸することが重要です。

本市の平均寿命は、男性が80.8年、女性が86.6年となっています。

平均寿命は男女ともに増加傾向にありますが、静岡県独自の指標である「お達者度」をみると、女性の21.35年に対して、男性は3年短い18.35年であり、男性の健康づくりへのさらなる参加を促進し、お達者度の向上を目指す必要があります。

■平均寿命



■お達者度



※お達者度とは、65歳から、元気で自立して暮らせる期間を算出したものです。

■取組

施策と主な事業

| | |
|--|--|
| 施策（１） 「スマートウェルネスみしま[※]」の推進 | |
| 施策内容 | あらゆる分野に健康の視点を取り入れ、市民の健康づくりを中心に、社会参加の場としての生きがい絆づくり、賑わいをつくる地域活性化など、健やかで幸せなまちづくりに取り組みます。 |
| 主な事業 | ①スマートウェルネスみしまアクションプランの推進 |
| 施策（２） 地域で行う健康づくり | |
| 施策内容 | 地域ごとにあらゆる世代の市民の健康の維持・増進、フレイル [※] 予防等のために、健康相談会や健康教育、自主活動団体の支援に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①健康づくり地区組織活動事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防支援事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業 |
| 施策（３） スポーツを通じた生きがいや健康づくり | |
| 施策内容 | 学校教育に支障のない範囲で、体育館やグラウンドなどの学校施設を開放し、市民による小学校区運動会やスポーツ大会の開催の支援に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①学校体育施設開放事業 ②各種スポーツ大会支援事業 |
| 施策（４） 高齢者等の生きがいや社会参加の支援 | |
| 施策内容 | 生きがい教室の開催や高齢者の外出支援、生涯学習を通じた自己啓発、シルバー人材センターによる就業機会の提供などを推進し、高齢者等の介護予防と孤立化の防止、自立生活の助長に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①生きがい教室事業 ②シルバー人材センター事業 ③生涯学習事業(いきいきカレッジ、みしま教養セミナー、指導者登録紹介事業、リカレント教育 [※] 推進事業等) ④高齢者バス等利用助成事業 ⑤高齢者オンライン交流事業(再掲) |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自分の健康や生活習慣を見直し、運動や食事等を通じて自主的な健康づくりに心がけてみましょう
- ・地域で行われている健康づくりや生きがいづくりに関するどんな教室やイベントが開催されているか知ってみましょう
- ・地域や行政が開催する生涯学習の場に参加してみましょう

※スマートウェルネスみしま：まちづくり全体に“健幸”という視点を取り入れ、将来にわたり人とまちを健康で幸せにしていこうというプロジェクト。

※フレイル：加齢に伴って、筋力や心身の活力が低下した状態で、虚弱の意。

※リカレント教育：生涯にわたって教育と就労のサイクルを繰り返す教育制度。義務教育や高校・大学などで学問を修めて仕事に就いてからも、必要と感じたときに学び直す「学び直し教育」、「社会人の学び直し」。

基本目標 2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

基本方針 1 (重点方針) “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充

■施策の方向性

地域福祉の推進を目的とした、地域の活動団体や関係機関等が相互に協働・連携できる環境整備に取り組みます。

■現状と課題

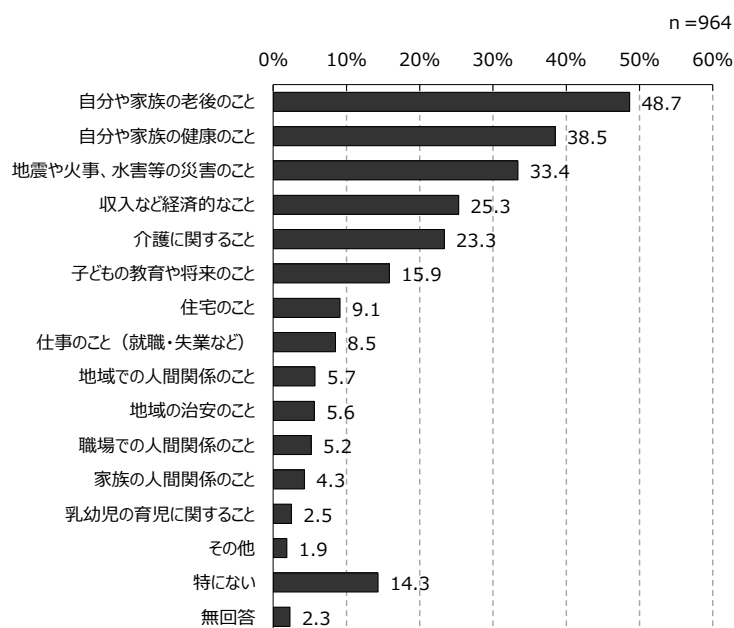
近年の地域で抱える問題は、住民一人だけの問題でない場合が多く、家族単位あるいは地域全体に及ぶ問題のこともあります。また、一時的な支援では解決が難しいため切れ目のない支援が必要な場合があります。

さらに、自ら声を上げられない人や制度のはざまにいる人など、地域で気にかけて、関係機関を巻き込んだ支え方を検討する機会も必要になっています。

こうしたことから、地域住民同士や、専門職を交えた協議の場づくりが求められるとともに、これを地域で推進していくことのできる人材の発掘と育成が求められています。

アンケート調査結果をみると、日々の生活での困りごとや悩み、不安について、老後や健康、災害、経済的なこと、介護、子どもの教育に対する回答の割合が多く、多岐にわたることがうかがえます。いずれも個人で解決するよりも、地域や専門機関、市の福祉とつながり取り組んでいくことが望ましいことが考えられます。

■日々の生活での困りごと、悩み、不安



【資料】アンケート調査 (令和2年調査結果)

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 横断的な情報共有体制の推進 | |
|--------------------------|--|
| 施策内容 | 地域の課題を地域に暮らす市民をはじめ、地域で活動する団体や事業所、専門の関係機関等で共有する場を設け、課題解決と連携の仕組みづくりに向けた取組を支援します。 |
| 主な事業 | ①子どもを守る地域ネットワーク ②地域学校協働本部事業 機能強化事業 ③三島市問題行動等担当者会、三 ④地域づくり市民会議事業 島市不登校児等担当者会 ⑤子育て世代包括支援センター推 ⑥三島市障がいとくらしを支える協議会 進連絡会 ⑦三島市雇用対策協定運営協議会 ⑧介護予防・生活支援体制整備推進協議 会 ⑨地域ケア個別会議 ⑩地域ケア推進会議 |
| 施策（２） 地域でつながる機会の創出と人材の確保 | |
| 施策内容 | 地域の内外で情報共有ができる場の創出や仕組みづくりを進められる地域に密着した人材の確保を積極的に進め、地域における福祉が充実した環境づくりにつなげます。 |
| 主な事業 | ①地域づくりを担う人材の発掘 ②生活支援コーディネーターの配置 ③ようこそ三島で子育て応援サロン ④パパの地域デビュー事業 |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・地域で行われているさまざまな交流の場づくり、機会づくりを知ってみましょう
- ・身近に行われている交流イベントや行事に参加してみましょう
- ・市のホームページや広報紙をはじめとしたさまざまな情報を活用して、地域づくりの担い手がどのようなことをしているかを知って、興味や関心を持ってみましょう

基本方針2 支え合いと見守りによる安心・安全な地域づくりの推進

■施策の方向性

地域での見守りや支え合いの体制づくりを推進し、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりに取り組めます。

■現状と課題

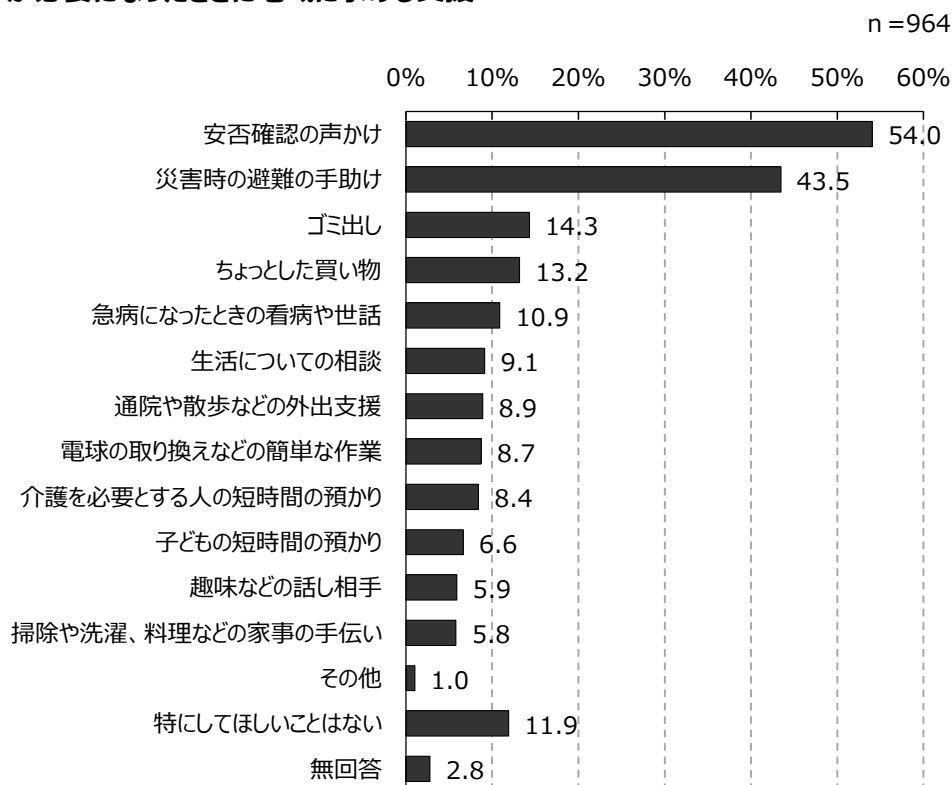
安心・安全な地域づくりにおいて、市民一人ひとりの日ごろからの協力と自治会等の地域活動団体による取組の推進が必要です。

特に、高齢化が進む社会においては、認知症の人や単身高齢者などの安全を確保するために、地域での見守り支援が求められています。

アンケート調査結果をみると、助けが必要になったときに地域に求める支援として、「安否確認の声かけ」と「災害時の避難の手助け」の回答の割合が高くなっています。

いずれも緊急時における支援であり、こうした支援を地域で行うためには、日ごろからの信頼関係の構築が重要となります。そのため、助けの手を差し伸べる側と差し伸べられる側に分かれるのではなく、両方の立場を意識して自治会等と日ごろからつながっている状態が望ましいです。

■助けが必要になったときに地域に求める支援



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 養成講座の開催 | |
|-------------------------|--|
| 施策内容 | 地域の見守りや支え合いの活動の推進や、認知症の方とその家族へのサポートや自殺対策として気づきや声かけができる人、また子どもの預かり等の援助を行うことを希望する人を増やしていくなど、地域でできる各種福祉活動人材の養成に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①地域活動に係る新たなボランティア育成研修 ②認知症サポーター※の養成 ③ゲートキーパー※の養成 ④ファミリーサポートセンター※まかせて会員の養成 |
| 施策（２） 民生委員・児童委員活動の充実 | |
| 施策内容 | 住民ニーズの多様化とともに、民生委員・児童委員に寄せられる相談内容は多岐にわたっており、住民からの相談に適切に対応し、迅速な支援につなげるため、民生委員・児童委員研修の充実や県外研修の助成に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①民生委員・児童委員への研修支援 ②民生委員・児童委員活動の周知 |
| 施策（３） 子ども、高齢者、障がい者等の見守り | |
| 施策内容 | 配食時の子どもやひとり暮らし高齢者等の見守り、また認知症高齢者等への見守りシールの配付など、子どもや高齢者等を見守るネットワークの強化に取り組みます。 また、地域で子どもを見守る活動を推進するとともに、民間事業所や地域団体等との協定により、日常の事業活動を通して高齢者に異変がないか見守り、必要により市につなげるネットワーク体制を強化します。 |
| 主な事業 | ①認知症高齢者等見守り登録事業 ②子ども配食支援事業 ③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（再掲） ④給食サービス事業 ⑤高齢者見守りネットワーク |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自分も地域の見守り活動などに参加できるか、イメージしてみましよう
- ・民生委員・児童委員がどんなことをしているか、興味や関心を持ってみましよう
- ・隣近所に暮らしている高齢者に普段から挨拶をしてみたり、ひとり暮らしや認知症の人に対して、できる範囲で見守りをするよう意識してみましよう
- ・認知症に対する理解を深め、地域の中で共に暮らしていけるよう心がけてみましよう

※認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受けた人。講座を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

※ファミリーサポートセンター：子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が、地域で相互援助を行う仕組み。

基本方針3 災害等に備えた地域体制づくりの推進

■施策の方向性

大規模災害や感染症の発生などの緊急時に備えた福祉支援が必要な人への備えと、各種機関同士の円滑な協働・連携ができる地域体制の整備に取り組みます。

■現状と課題

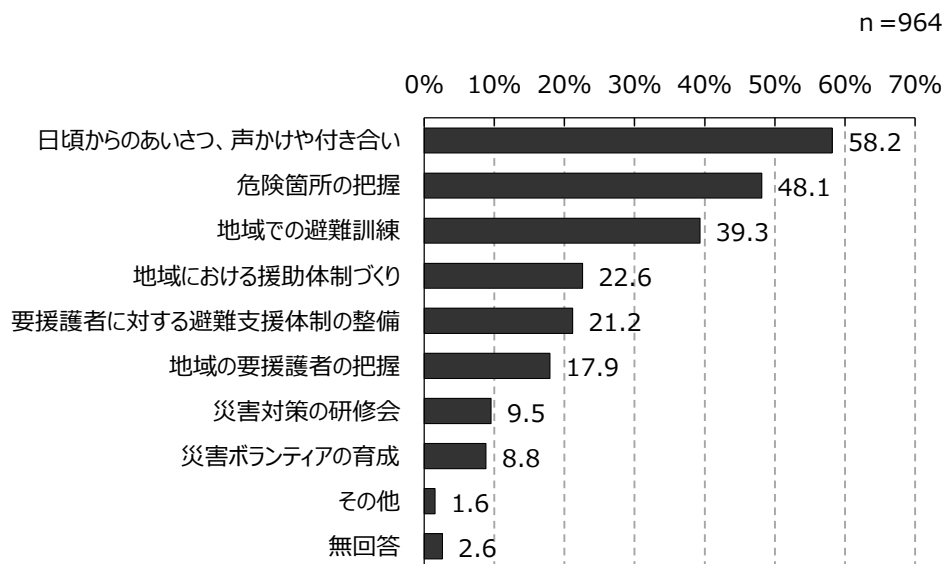
全国各地で発生している大地震や台風、水害等の大規模災害時に、避難が困難な人や避難所で支えや医療的ケアが必要な人を日ごろから地域で把握し、発生時には地域と関係機関等が連携して助け合う地域体制の整備が求められています。

また、災害や感染症の拡大を防ぐためにも、地域住民一人ひとりの日ごろからの意識の向上と、緊急時における的確な情報を迅速に送受信できるよう国や県、近隣市町、地域間との協働・連携体制の構築が求められています。

アンケート調査結果をみると、災害時の備えとして重要なこととして、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が最も多い回答となっており、地域福祉の推進における基盤となる理解の深さがうかがえます。

災害時や感染症の拡大など、緊急時の対応として、近隣住民同士の日ごろからの関係性の構築が重要になります。新しく引っ越してきた住民も含め、地域で交流が持てる機会づくりが緊急時における支え合い・助け合いにつながります。

■災害時の備えとして重要なこと



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築 | |
|----------------------------|---|
| 施策内容 | 高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な方を日ごろより把握し、災害発生時に速やかな避難支援が行えるよう取り組みます。また、聴覚・音声・言語機能障がいのある人には、メールやファクシミリ通信網(FAX所持者)を利用した地震・風水害の自然災害や火災などの情報連絡に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①避難行動要支援者避難支援推進事業 ②メール・FAX等を利用した情報提供 |
| 施策（２） 福祉施設との災害時協定の締結 | |
| 施策内容 | 一般の避難所での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児に配慮した避難場所を確保し、速やかな搬送が行えるよう、市内に新たに特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、保育園等が設置された際には福祉避難所利用協定の締結に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①福祉避難所協定の締結 |
| 施策（３） 防災意識の啓発や自主防災組織への支援 | |
| 施策内容 | 市民一人ひとりの防災意識の高揚や、地域での自主防災組織の自発的な活動を支援するため、各種講座、啓発活動や自主防災組織等への防災資機材の整備促進に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①自主防災組織資機材購入補助事業 ②自主防災組織の育成 ③防災に関する住民啓発・教育事業 |
| 施策（４） 感染症対策への体制強化 | |
| 施策内容 | 市民や地域、学校及び各福祉関係事業所等に対し、感染症に関する正しい知識と予防方法について周知を行い、衛生資材の備蓄に努めるとともに、感染症発生後においては、国や県と連携し、迅速かつ的確な情報を発信して、市民生活の安全確保に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①感染症拡大防止事業 ②予防接種事業 |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・自主防災組織、民生委員・児童委員等による避難行動要支援者の把握にできる範囲で協力するようにしましょう
- ・災害などの緊急時の際には、声かけや避難支援に協力するよう心がけましょう
- ・災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認するようにしましょう
- ・地域で開催される防災訓練や自主防災活動に参加するよう心がけましょう
- ・災害や感染症拡大などの緊急時には、市が発信する情報を確認するようにしましょう

基本方針4 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進

■施策の方向性

地域の安全を確保するために、安全なまちづくりに努めるとともに、市民一人ひとりの防犯・交通安全に関する意識の向上を目指します。

■現状と課題

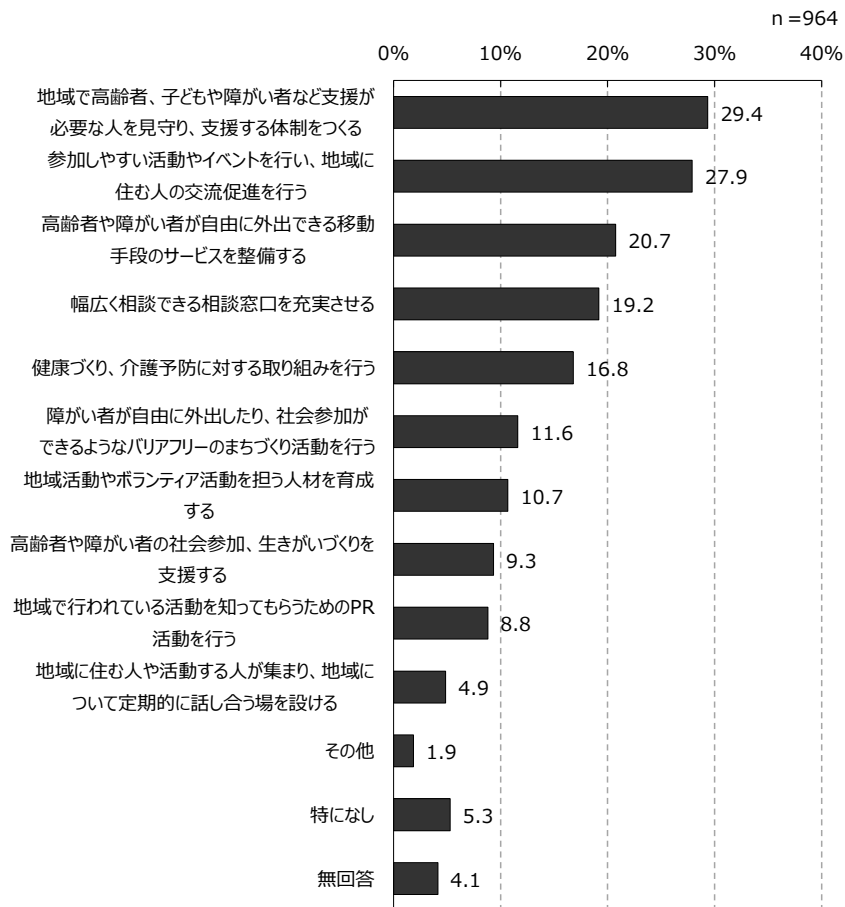
犯罪の防止や交通事故を防ぐための防犯灯や標識の設置などの各種取組の推進に加え、市民一人ひとりが防犯や交通安全に関する正しい知識と理解を深めることが重要です。

そのため、学校や公民館などで定期的に学習や情報提供の機会を設け、市民の意識の向上につなげていく必要があります。

アンケート調査結果をみると、地域がより住みやすくなるために必要な活動として、「地域で高齢者、子どもや障がい者など支援が必要な人を見守り、支援する体制をつくる」と回答している割合が最も多く、地域における支え合いへの意識の高さがうかがえます。

地域における安全の確保については、警察署をはじめとする関係機関等との連携が重要ですが、地域住民同士による意識の高め合いや、見守りなどの日常的に継続する取組が大きな役割を担うことから、今後も市民の取組が充実するよう環境づくりが求められます。

■地域がより住みやすくなるために必要な活動



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 防犯活動の推進 | |
|----------------|---|
| 施策内容 | 防犯灯の適正な維持管理に努めるとともに、防犯意識の高揚のため、市民に対する情報発信や啓発に取り組むことにより、明るく犯罪のないまちづくりを推進します。 |
| 主な事業 | ①市民防犯意識啓発事業 ②防犯灯維持管理事業 ③社会を明るくする運動 ④地域の青少年声掛け運動 |
| 施策（２） 子どもの安全確保 | |
| 施策内容 | 各学校で安全確保を目的とするボランティア組織の構築や、保護者へ素早く情報を提供できる体制の整備を進めるなど、地域での協働・連携による子どもたちの安全の確保に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①子ども安全連絡網整備事業 ②地域安全ボランティア活動事業 ③地域学校協働本部事業（スクールガード※） |
| 施策（３） 交通安全の推進 | |
| 施策内容 | 市民の交通安全意識を高めるために、子どもから高齢者まで幅広く交通安全に関する情報の発信と啓発を行います。 |
| 主な事業 | ①交通安全教育指導事業 ②高齢者運転免許返納支援事業 |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・ 普段の暮らしの中で、自分の身のまわりに気をつけるよう意識したり、地域の人への声かけや子どもたちの見守り、防犯活動に関われる範囲で取り組みましょう
- ・ 地域に住む子どもたちが、安全に通学したり外遊びなどができるよう、できる範囲で見守りを意識するようにしましょう
- ・ 交通安全に関する正しい知識を学び、事故にあわない、起こさないよう高い意識を持つようにしましょう

※スクールガード：あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。

基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備

基本方針1（重点方針） 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

■施策の方向性

福祉の分野を超えた情報共有や課題解決を目的とした柔軟に対応できる連携体制や相談体制の強化を図り、総合的かつ包括的な支援体制の充実を目指します。

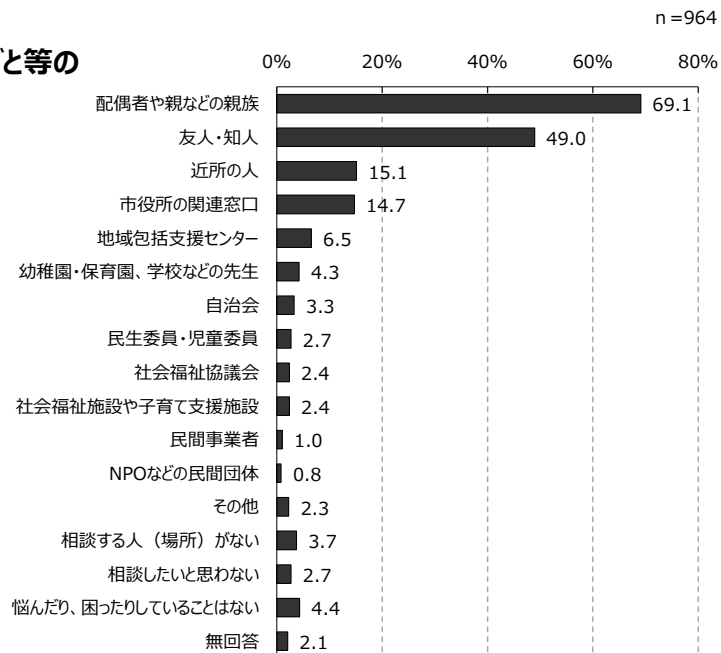
■現状と課題

これからの地域福祉の推進に向けて、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の概念を子育てや障がいなどの各種福祉分野でも応用して取り組まれることが国から示されています（「全世代型・全対象型包括支援体制」づくり）。

また、生活困窮者自立支援相談窓口をはじめとする各分野の相談窓口が、地域において複合的な悩みを抱えている人やその家族に対して各分野が連携したサービスの提供ならびに総合的な相談支援体制を展開していく必要があります。そのため、各相談窓口の機能強化を図るとともに、地域福祉の推進において、その中核を担う三島市社会福祉協議会をはじめ、庁内関係各課や関係機関等の連携体制のさらなる充実が求められます。

アンケート調査結果をみると、地域生活の中での悩みごと等の相談先として家族や身近な人以外の機関等を利用する人は少なく、地域で身近に相談しやすい場所としての認知等の推進が重要です。

■地域生活の中での悩みごと等の相談先



【資料】 アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり | |
|------------------------------|--|
| 施策内容 | 子どもや介護、障がい、生活困窮など、福祉の支援が必要な市民に対して、子どもから高齢者まで、また、福祉の分野に関わらず包括的に支援を提供する環境づくりに向けて、体制の整備に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①庁内連絡会の開催 ②重層的支援体制整備事業への取組 |
| 施策（２） 公的相談窓口の充実 | |
| 施策内容 | 市民が抱えるさまざまな不安や悩みなどについて、親身な相談支援による対応を目指すとともに、複合的な相談内容については分野を超えた連携ができるよう体制の整備に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①子育てコンシェルジュ※ ②健康相談・育児相談事業 ③家庭児童相談室の運営 ④子育て世代包括支援センター事業 ⑤児童虐待・DV対策事業（再掲） ⑥発達支援相談事業（発達支援センター） ⑦障害者相談支援事業 ⑧高齢者暮らし相談事業（街中ほっとサロン） ⑨認知症カフェ ⑩生活困窮者自立支援事業 ⑪交通事故相談事業 ⑫外国籍市民相談事業 ⑬シルバーコンシェルジュ ⑭基幹相談支援センター ⑮地域包括支援センター ⑯生活支援センター ⑰地域子育て支援センター |
| 施策（３） 成年後見制度の利用促進 | |
| 施策内容 | 成年後見制度の利用の促進に向けて、後見人が必要な市民の把握と制度の周知と理解へつなげる機会づくりに取り組みます。 |
| 主な事業 | ①成年後見制度利用支援事業 ②成年後見支援センターの運営支援 ③制度の理解促進と意識づくり ④関係機関の連携による早期発見・支援へつなげる仕組みづくり ⑤担い手の育成支援 |
| 施策（４） 社会福祉協議会との連携体制の充実 | |
| 施策内容 | 地域福祉推進の中核的役割を担う三島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に掲げる事業等の周知を図るとともに、福祉総合相談事業や権利擁護事業など、福祉に関するさまざまな活動における連携を推進します。 |
| 主な事業 | ①地域福祉計画推進事業（再掲） ②地域福祉推進事業補助事業（再掲） ③成年後見制度利用支援事業（再掲） |

市民一人ひとりができること

例えば…

- ・成年後見制度と日常生活自立支援事業についての正しい知識を身に付け、適切に利用するようにしましょう
- ・周囲に心配な人がいたら、相談窓口を利用するよう勧めたり、代わって相談したりするなど、積極的な気配りをしてみましょう

※子育てコンシェルジュ：子育てについての悩みや就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、それぞれのニーズにあった保育サービス等についての情報を提供する専門の相談員。

基本方針2 安心して暮らせる生活環境の整備

■施策の方向性

誰もが地域で暮らしやすく、外出しやすい生活環境の整備に向けて、移動支援をはじめ、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り込んだまちづくりを推進します。

■現状と課題

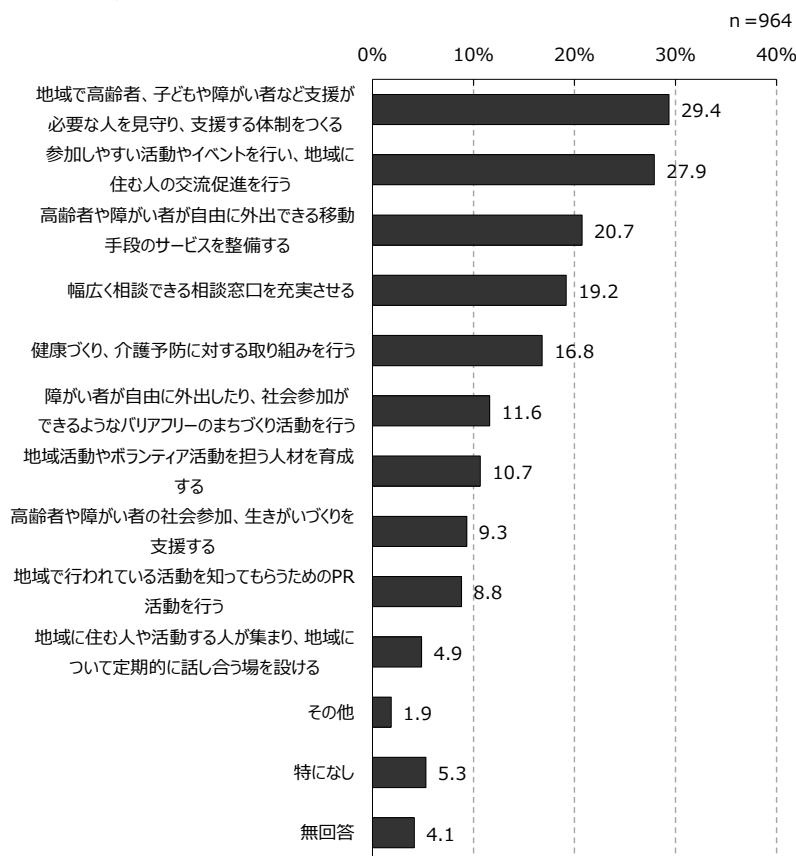
移動が困難な高齢者や乳幼児や子どものいる家庭、障がいのある人などが、日ごろから日常生活をできる限り困難なく送れるよう、生活環境の整備が求められます。

特に、近年では高齢者の自動車事故が多発しており、全国的に運転免許証の自主返納が推進されているなかで、自家用車を所持していなくても買い物や病院への通院に不便がない移動手段の工夫が求められています。

また、アンケート調査をみると、「地域がより住みやすくなるために必要な活動」として、「高齢者や障がい者が自由に外出できる移動手段のサービスを整備する」が20.7%で3番目に高い割合となっており、移動手段の確保とサービスの充実へのニーズが高いことがうかがえます。

さらに、バリアフリー化や道路の整備が計画的に進む一方で、施設の老朽化に伴う設備の見直しが必要な箇所が増えており、計画的な整備が求められます。

■地域がより住みやすくなるために必要な活動（再掲）



【資料】アンケート調査（令和2年調査結果）

■取組

施策と主な事業

| 施策（１） 公共施設のバリアフリー化の推進 | |
|--------------------------|---|
| 施策内容 | 道路、トイレ等のバリアフリー化や、色覚バリアフリーに配慮したパンフレット等の作成に取り組みます。また、指定避難所となっている屋内運動場の出入口にはスロープを設置し、車椅子や高齢者の移動の円滑化に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①各小中学校屋内運動場スロープ設置事業 ②各小中学校トイレ改修事業 ③ユニバーサルデザイン*推進事業 |
| 施策（２） 外出が困難な方への移動手手段の確保 | |
| 施策内容 | 廃止路線の代替として自主運行バスの運行や、路線の維持のための補助をすることで、免許を持たない人や高齢者等の生活の移動を支えています。それに加え、乗降しやすい超低床バスの導入や、高齢者のバス等の乗車に対する助成に取り組み、移動しやすい環境づくりに取り組みます。 |
| 主な事業 | ①高齢者バス等利用助成事業（再掲） ②超低床ノンステップバス*導入補助事業 ③きたうえ号・ふれあい号・玉沢線等 ④赤字路線バスへの補助 自主運行バス事業 |
| 施策（３） 意思疎通のサポートが必要な方への支援 | |
| 施策内容 | 依頼により手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の意思伝達手段の確保に取り組みます。 |
| 主な事業 | ①手話通訳者、要約筆記者派遣事業 |

市民一人ひとりができること

例えば…

- 車いすの人や盲目の人などが安全に道路を歩けるように、通行の妨げや違法駐車、違法駐輪をしないようにしましょう
- 地域で暮らす高齢者や障がいのある人が外出しやすいよう、できる範囲で協力するよう意識してみましよう

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境を整備するという考え方。

※超低床ノンステップバス：出入口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと。バス事業者や行政機関によっては超低床バスともいう。